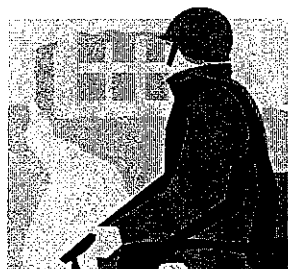


「原子炉等規制法」の改正について

- ・核物質防護規制の強化
- ・クリアランス制度の導入 等

平成16年11月
原子力安全・保安院

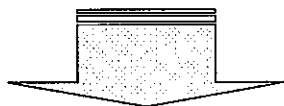
核物質防護規制の強化



国際的なテロ脅威の高まりなど、原子力施設及び核物質の防護を巡る状況は、厳しさを増している。

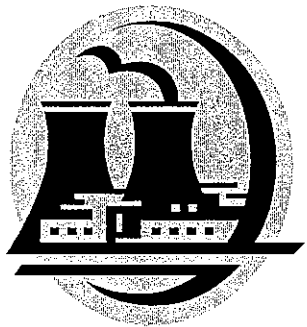


我が国の原子力施設等における防護対策を強化し、国際的に遜色のないレベルにまで引き上げることが重要。



- ① 国が具体的に想定される脅威(「設計基礎脅威」)を設定。(省令改正事項)
⇒ 事業者に「設計基礎脅威」に対応した防護措置を義務付ける。
- ② 事業者の防護措置の実効性を監視するための検査制度を導入。
・ 国の核物質防護検査官が定期的「核物質防護検査」を行う。
- ③ 核物質防護に関する情報管理を徹底するため、防護措置の業務を行う従業者に対し、機微情報の守秘義務(罰則付き)を課する。

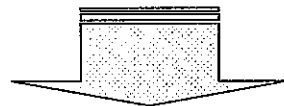
クリアランス制度の導入



東海発電所(日本原子力発電株)の解体本格化など、今後、原子力施設の廃止、解体が相次ぐ見通し。



原子力施設から生ずる資材のうち、放射能汚染レベルの極めて低いものを再生利用(リサイクル)することは、資源の有効活用、循環型社会の形成の観点からも重要。



原子力施設から生ずる資材のうち、クリアランスレベル(人の健康への影響を無視できる放射性核種の濃度)以下であることを国が確認したものを、原子炉等規制法の規制から解放する制度を導入。

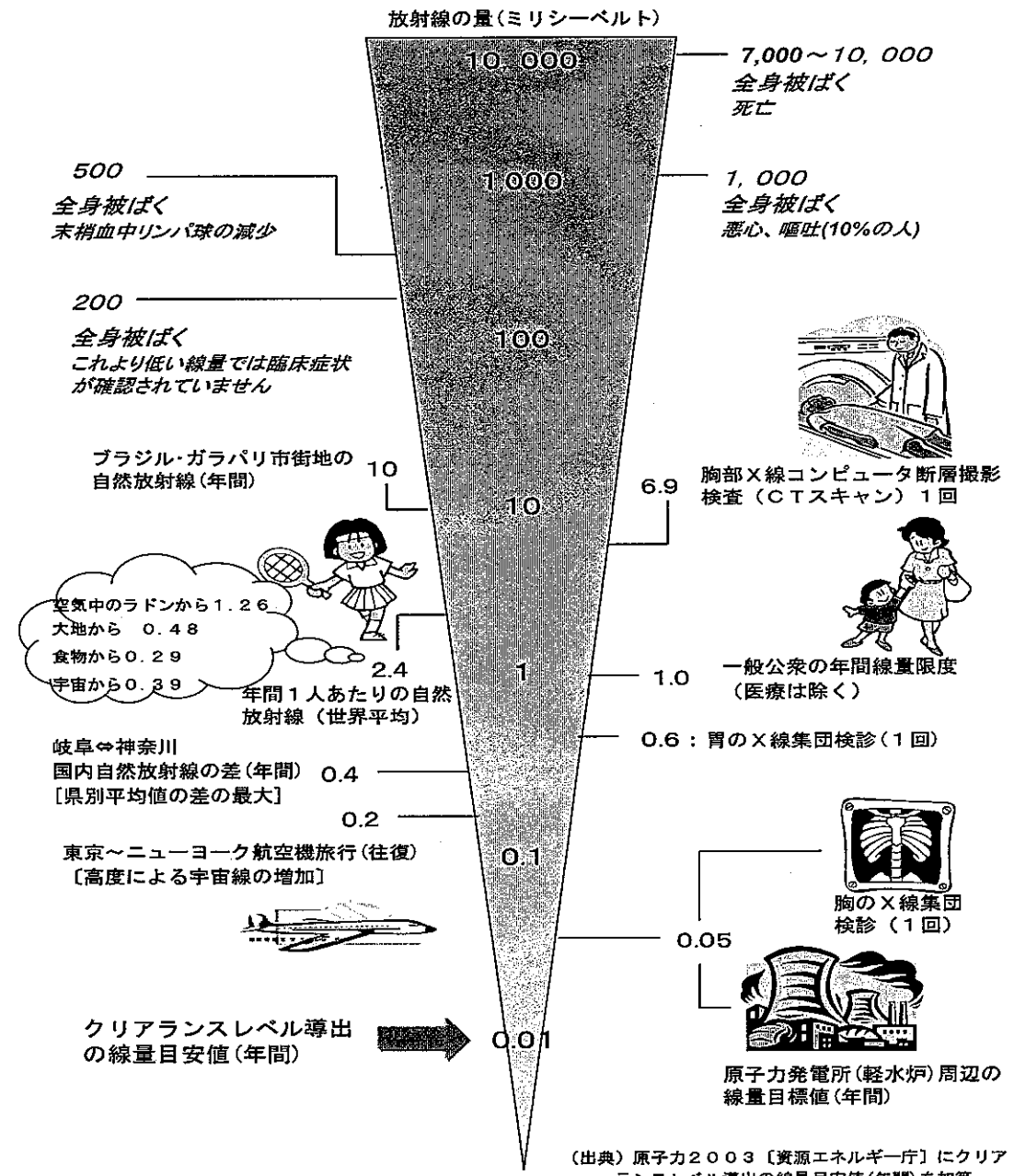
⇒ クリアランスされた資材は、産業廃棄物又は有価物として、廃棄物・リサイクル関係法令の規制対象となる。

クリアランスレベルは、
 どのように処分・再生利用
 されたとしても、人が受け
 る放射線の量が、年間当
 たり0.01ミリシーベルトを超
 えないう、
 様々なシナリオを想定して
 算出されている。

ベクレル
 クリアランスレベル (単位: Bq/g)

H-3 : 200 (トリチウム)	Cs-134 : 0.5 (セシウム)
C-14 : 5 (炭素)	Cs-137 : 1 (セシウム)
Mn-54 : 1 (マンガン)	Eu-152 : 0.4 (ユーロピウム)
Co-60 : 0.4 (コバルト)	Eu-154 : 0.4 (ユーロピウム)
Sr-90 : 1 (ストロンチウム)	全α核種 : 0.2
Ba-133 : 2 (バリウム)	

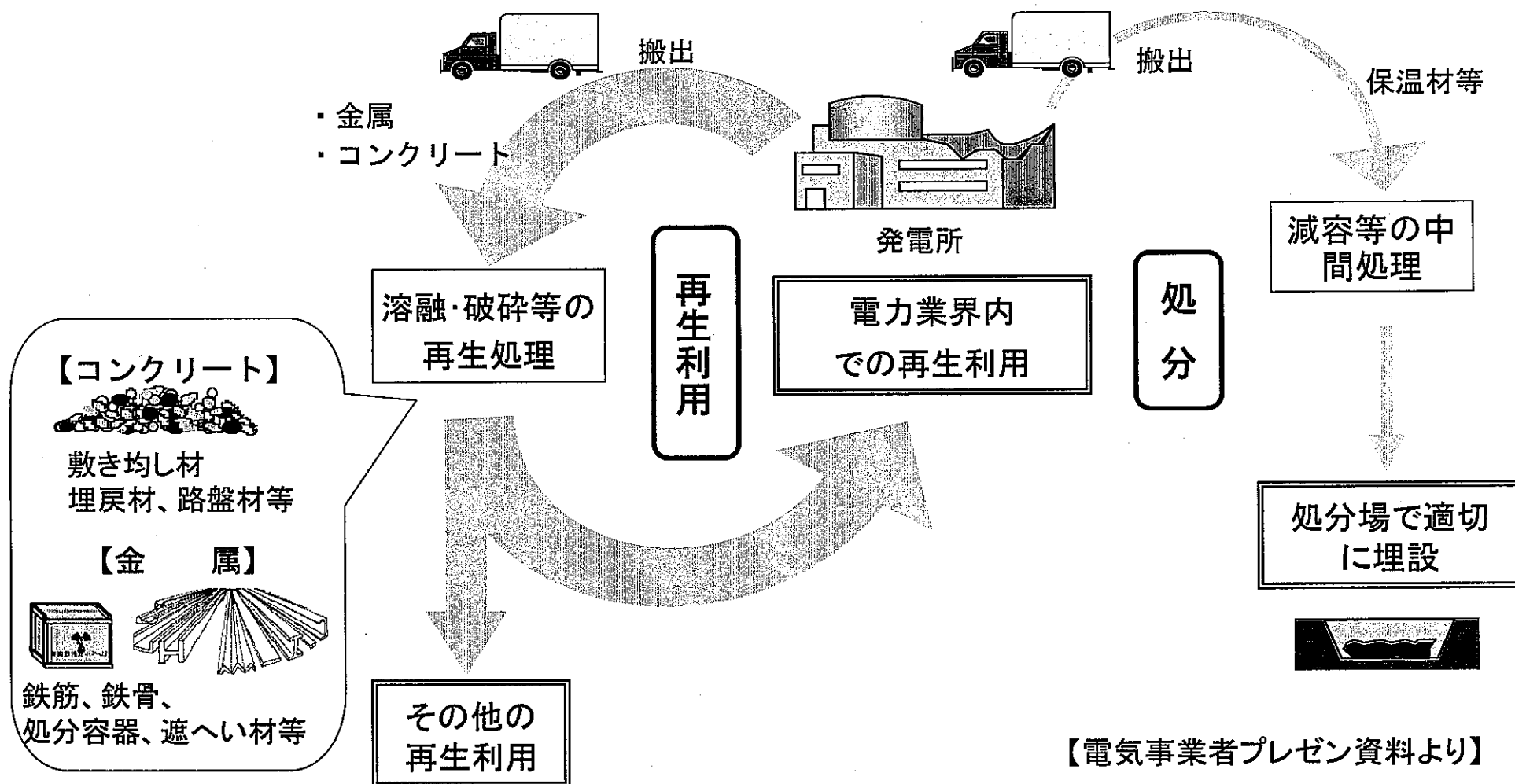
日常生活と放射線



(出典) 原子力2003 [資源エネルギー庁] にクリアランスレベル導出の線量目安値(年間)を加筆

- ★ 事業者には、搬出先の記録・保管などを求めていく。
- ★ 事業者では、業界内での再生利用を進める意向。

〈東海発電所でクリアランスされる資材の当面の取扱いフロー〉



その他の法改正事項

1. 原子力施設を廃止・解体する際の安全規制を合理化し、手続・基準の透明性を確保する。
2. 事故・故障が発生した時の、事業者から国への報告義務を法律で明確に規定する。
3. 放射性廃棄物の海洋投棄の全面禁止について法律で明確に規定する。
4. 罰則規定を改める。(罰金額の引き上げ等)